

令和 7 年度米政策 地区説明会資料

米の「生産の目安」と経営所得安定対策等の単価等について

国の承認の関係で後日変更もあります。予めご了承ください。

酒田市農業再生協議会

事務局

酒田地域

〒998-8540 酒田市本町二丁目 2 番 4 5 号
酒田市農林水産部農政課米政策推進係内
TEL 0234-26-5751 FAX 0234-26-6483

松山地域

〒999-6861 酒田市字山田 2 7 - 4
酒田市松山総合支所産業係内
TEL 0234-62-2611

J A 庄内みどり

〒998-8510 酒田市曙町一丁目 1 番地
営農企画課 TEL 0234-26-5631

八幡地域

〒999-8235 酒田市観音寺字寺ノ下 4 1
酒田市八幡総合支所産業係内
TEL 0234-64-3115

平田地域

〒999-6711 酒田市飛鳥字契約場 3 0
酒田市平田総合支所産業係内
TEL 0234-52-3915

J A そでうら

〒998-0101 酒田市坂野辺新田字葉萱 112
営農販売部 TEL 0234-92-4750

目次

1	酒田市農業再生協議会における取組方針	3
2	令和7年産米の「生産の目安」	3
3	令和7年度における水田活用の直接支払交付金の変更点について	4
4	経営所得安定対策等に係る交付単価	
	（1）畑作物直接支払交付金（ゲタ対策）	5
	（2）ナラシ対策（米・畑作物の収入減少影響緩和対策）	6
	（3）水田活用の直接支払交付金	6
	令和7年度 産地交付金活用作物並びに交付金単価（国への提出案）	
	①市設定枠	7
	②県設定枠、③国の設定枠	9
	（4）コメ新市場開拓等促進事業	9
	（5）畑作物産地形成促進事業	10
	（6）畑地化促進事業	10
5	産地交付金：県設定枠	11
6	注意事項	14
7	コメ新市場開拓等促進事業	15
8	畑作物産地形成促進事業	18
9	コメ新市場開拓等促進事業と畑作物産地形成促進事業を 申請する場合の注意点	20
10	経営所得安定対策等に取り組んだ場合の単価例	21
11	交付対象外水田について	22
12	被災した農地の取扱いについて	22
13	1ヶ月水張り（湛水管理）の流れについて	22
14	畑地化の取組への支援（畑地化促進助成）	23
15	自然災害等の発生による作物被害があった場合	25
16	細目書上での農地移動について	26
17	細目書の様式変更と記載内容の見直しについて	27
18	年度の途中で農地の相続があった場合	27

1 酒田市農業再生協議会における取組方針

「生産の目安」の達成に向けて、オール酒田で需給調整に取り組みます。

2 令和7年産米の「生産の目安」

(1) 山形県農業再生協議会から酒田市農業再生協議会へ

令和6年11月29日、山形県農業再生協議会より本市農業再生協議会への「生産の目安」が提示されました。

この提示された「生産の目安」に基づき、本協議会の「生産の目安」は以下の通りとします。

生産の目安	
生産の目安 (t)	面積換算値 (ha)
(35,800)	(5,858)
36,907	5,963

() 内は令和6年産の生産の目安



(2) 酒田市農業再生協議会から生産調整方針作成者へ

水稻作付率	生産調整率	計	算定基準単収
(56.34%)	(43.66%)	100.0%	(611kg/10a)
57.35%	42.65%		619kg/10a

() 内は令和6年産に係る水稻作付率及び生産調整率

水田面積に応じて、一律に算定・提示します。ただし、山形県農業再生協議会から提示された「生産の目安」で、有機栽培の取組み※として傾斜配分された数量及び面積については、昨年同様、令和7年産有機栽培米の作付計画に応じて追加配分します。

※ JAS法に基づき、有機農産物（水稻）の生産行程管理者として認定された生産者または生産組織の令和4年産米の取組み。

(3) 算定基準単収

山形県農業再生協議会における、地域農業再生協議会別の単収の算定は、農林水産統計数値の過去7年のうち、最高値及び最低値を除いた5年分の平均数値に作柄表示地帯別の補正係数を乗じた数値であり、本市農業再生協議会においても同じ数値を使用しています。算定基準単収については、619kg/10aを用いて算出します（令和6年産は611kg/10a）。

なお、基準単収は、平成22年度に水田農業推進協議会（現農業再生協議会）を全市で統合する際、協議の末、旧市では生産調整率が上がり、旧3町では基準単収が上がるという痛み分けをすることで旧1市3町ごとに設定されていた基準単収を統一したものです。

○主食用水稻の作付面積の参考例 《例：水田面積600aの場合》

※「生産の目安」の数量等については各方針作成者からの通知をご覧ください。

生産の目安 $600a \times 57.35\% = 344a$

水田：600a	
主食用米：344a	転作作物：256a

3 令和7年度における経営所得安定対策等交付金の変更点について

【令和6年度】

①単価の見直し（戦略作物助成） ： 6 ページ

- ◆一般品種の単価を段階的に引き下げ。
標準単価75,000円/10a
(収量に応じて55,000～95,000円/10a)

②単価の見直し（産地交付金） ： 7～9 ページ

- ◆ R 6 単価のとおり。

⑤基準単収等要件による交付対象外の取扱い ： 14 ページ

- ◆飼料用米、米粉用米について、標準単収から150kg/10aを減じた値に満たない場合、交付対象外（H26～）
- ◆加工用米、新市場開拓用米（輸出用米等）について、当初契約数量の8割に満たない場合、交付対象外（H24～）
- ◆麦、大豆、そばについて、基準単収の1/2に満たない場合、交付対象外（R6～）
- ◆飼料作物・WCS用稲について、基準単収等と比較して明らかに収量が低いと判断する場合に交付対象外

③畑作物産地形成促進事業：18～19ページ

- ◆大豆の取組メニューについて、大豆300A技術など18種のメニューの中から3つ選択し、実施。

④畑地化促進事業：23～24ページ

- ◆畑地化支援の単価が140,000円。

【令和7年度】

- ◆一般品種の単価を段階的に引き下げ。
標準単価70,000円/10a
(収量に応じて55,000～85,000円/10a)

- ◆ R 7 単価のとおり。

- ◆飼料作物・WCS用稲について、捨てづくりを防止する観点から令和7年産より自然災害等を除き、基準単収の1/2に満たない場合、交付対象外。

- ◆大豆の取組メニューについて、団地化の推進が除外。
- ◆個々の取組メニューの取組基準の厳格化。（詳細は18～19ページ）

- ◆畑地化支援の単価が105,000円に変更。

4 経営所得安定対策等に係る交付単価

(1) 畑作物直接支払交付金（ゲタ対策）

交付金の種類	対象作物	R 7 交付単価 (円／10 a)	備考
数量払	小麦	課税事業者向け (平均単価) 5,930円/60kg	・ 交付対象者は、営農継続支払も含め認定農業者、認定新規就農者です。転作組合等は、交付対象から除かれます。 ・ 単価は3年ごとに見直しされます。 （令和 5～7年は同じ単価になります）。 ※等級、品質区分等により単価が違います。
		免税事業者向け (平均単価) 6,340円/60kg	
	大豆	課税事業者向け (平均単価) 9,430円/60kg	
		免税事業者向け (平均単価) 9,840円/60kg	
	そば	課税事業者向け (平均単価) 16,720円/45kg	
		免税事業者向け (平均単価) 17,550円/45kg	
	なたね	課税事業者向け (平均単価) 7,710円/60kg	
		免税事業者向け (平均単価) 8,130円/60kg	
面積払 (営農継続支払)	小麦 大豆 なたね	20,000	数量払の内金 ※申請により、作付面積に応じて交付。
	そば	13,000	※対象作物ごとに定める基準単収の1/2に満たない場合、理由書の提出が必要。なお、「捨てづくり」と判断された場合は交付金が返還となります。

ゲタ対策交付金の注意点

- 交付単価が免税事業者向け単価と課税事業者向け単価に区分されている。
 - ◇ 免税事業者向け単価の適用者は、消費税の**免税事業者**（2年前の課税売上が1千万円以下）
 - ◇ 課税事業者向け単価の適用者は、
 - ① 消費税の**課税事業者（簡易課税事業者含む）**
 - ② 組織として確定申告していない集落営農
- 免税事業者向け単価を申請する農業者は、経営所得安定対策等交付金の交付申請時に**2年前の確定申告書等の提出が必要**となる。
- 免税事業者の基準を満たしていることが確認出来ない場合は、課税事業者向け単価が適用される（確定申告していない場合は、実際の収入額に関わらず課税事業者向け単価）。
- 農産物検査によらない品質区分の確認が行われた対象畑作物も交付対象となるが、経営所得安定対策等交付金の交付申請時（例年6月ごろ）に品質確認に関する申出書等を提出する必要がある。

(2) ナラシ対策（米・畑作物の収入減少影響緩和対策）

区分	R 7	ナラシ対策の仕組
交付対象農業者	認定農業者、認定新規農業者	○米・麦・大豆の価格が下落した際に収入を補填する保険的制度です。 ○補填の財源は、農業者と国が1対3の割合で拠出した積立金から補填します。 ○対策の発動決定は当年産収入額が告示される翌年5月頃の予定です。
対象農産物	主食用米、備蓄米、麦、大豆	
支援内容	県の「標準的収入額」と県の「当年産収入額」の差額の9割を検査、出荷状況等に応じて補填	

ナラシ対策交付金の注意点

- 「収入保険制度」か「ナラシ対策」どちらか一方のみの加入。
- 米を生産予定の農業者は、6月末までの加入申請に当たり、「出荷・販売契約数量等報告書」の提出が必要（報告書の提出の際、出荷契約書等が必要となる場合がある）。
- 農産物検査を受検しない米の場合、販売実績報告の際、下記の資料が必要。
 - ・ 交付前年度の3/31までに出荷・販売した数量を確認できる書類（販売伝票、販売契約書など）
 - ・ **販売先において主食用途とすることが決定していることが確認できる書類**（販売先の確約書、販売契約書など）
 - ・ **1.70mm以上のふるい目で調製したことが確認できる書類**（1.70mm以上のふるい目で調製したことを明記した販売契約書、販売伝票など）
 - ・ **水分含有率が基準を満たしていることが確認できる書類**（水分含有率16.0%以下であることを明記した販売契約書、販売伝票など）
 - ・ **産地、品種、産年が確認できる書類**（種子購入伝票、栽培記録、販売伝票など）

(3) 水田活用の直接支払交付金

交付金の種類	対象作物	R 7 交付単価 (円/10a)	R 6 交付単価 (円/10a)	備考
戦略作物助成	小麦 大豆	35,000	35,000	・ 畑作物産地形成促進事業及びコメ新市場開拓等促進事業を交付したほ場（一括管理の米の場合は交付面積）は交付対象外 ・ 大豆、飼料作物、WCS用稲には単収要件があり、基準単収の1/2を下回ると交付対象外 ※適切な肥培管理が必要です。
	飼料作物	播種実施 35,000	播種実施 35,000	
		収穫のみ実施 10,000	収穫のみ実施 10,000	
	米粉用米 飼料用米 (多収品種)	80,000 収量・作柄に応じて 55,000～105,000円	80,000 収量・作柄に応じて 55,000～105,000円	
	飼料用米 (一般品種)	70,000 収量・作柄に応じて 55,000～85,000円	75,000 収量・作柄に応じて 55,000～95,000円	
	飼料用米 (SGS)	多収品種 80,000	多収品種 80,000	
		一般品種 70,000	一般品種 75,000	
	WCS用稲	80,000	80,000	
	加工用米	20,000	20,000	
産地交付金	7～9ページ参照	7～9ページ参照	7～9ページ参照	
畑地化促進助成	10ページ参照	10ページ参照	10ページ参照	

令和7年度 産地交付金活用作物並びに交付金単価一覧表（国への提出案）

① 市設定枠

注) 国の承認が必要なため、後日変更になる場合があります。

No.	分類		品目	R 7 単価(案) (円/10a)	R 6 単価 上段：実績、下段(当初)	調整の有無
1	土づくり ※1	条件あり 継続	大豆	4,000	5,000 (4,000)	有 農業者の実績 が配分額を超 えた場合は、 減額して交付 する場合があります。
2	団地化 ※2	継続		1ha～ 3,000	1ha～ 4,000 (3,000)	
				3 ha～ 5,000	3 ha～ 6,000 (5,000)	
3	団地化輪作加算 ※3	継続		10,000	13,000 (10,000)	
4	品質・生産性向上対策 ※4	条件あり 継続	そば	9,000	12,000 (9,000)	
5	団地化 ※5	継続		1ha～ 3,000	1ha～ 4,000 (3,000)	
				3 ha～ 5,000	3 ha～ 6,000 (5,000)	
6	産地強化重点品目	継続	ネギ(赤ネギ含) トマト(ミニトマト含) アスパラガス ※6 パプリカ	32,000	42,000 (32,000)	
7	産地強化振興品目	継続	メロン ストック 娃娃菜 ふきのとう ※6 小菊 枝豆 里芋	25,000	33,000 (25,000)	
8	H29年産新規需要米認定実績分	継続	酒造好適米	4,000	5,000 (4,000)	
9	土づくり(多収品種)	継続	飼料用米	3,000	4,000 (3,000)	
10	耕畜連携(わら利用)	継続	飼料用米	7,000	8,000 (7,000)	
11	耕畜連携(資源循環)	継続	飼料作物・WCS用稲	8,000	10,000 (8,000)	

- ※1 従来の地力向上対策に加え、「サブソイラ等による心土破碎や明暗渠の排水対策」、「除草対策及び倒伏軽減、通気性向上のための中耕実施」、「5月下旬から6月上旬目途とした適期播種の徹底」から2つ以上の取組みが必要となります。(今後、3～5年かけて単価を減額・廃止にする方向。新たな大豆作付支援の取組みを検討)
- ※2 団地化の面積要件は1ha以上とします。但し中山間地域の面積要件は80a以上とします(中山間地域は、農林水産省の農業地域類型一覧表による旧上郷、田沢、北保、大沢、日向村)。連担の要件は、圃場の辺の半分以上が重なっていることとします(詳細は8ページ参照)。また、土づくりと同時に取り組むこととします。
- ※3 No.2の団地化助成の対象となる圃場であって、令和6年度に水稻を作付けした圃場に、令和7年度から大豆を作付け(輪作)する圃場の面積に対し助成します。
- ※4 生産性の向上等に資するため、対象ほ場について、次の6つから4つ以上の取組みが条件となります。「明渠排水、暗渠排水、心土破碎等排水対策」、「ドリル播き等(条播含)による適正播種」、「7月下旬から8月上旬を目途とした適期播種(夏そばは4月下旬から5月)」、「発芽や生育が優良と考えられるJ A等種子業者から購入した種子の使用」、「化成肥料を開花始期から8日後までの間に窒素成分で1kg/10aの追肥」、「資材投入 苦土石灰(防散・粒状)、てんろ石灰100kg/10a(今後、3～5年かけて単価を減額・廃止にする方向。新たなそば作付支援の取組みを検討)
- ※5 ※2の団地化条件と同じです(ただし土づくり要件含まず)。
- ※6 ふきのとう、アスパラガスについては、永年性作物のため、初年度のみ出荷要件は設けません(翌年度出荷することが要件)。

団地化形成要件（市設定枠：No.2「大豆団地化」、No.5「そば団地化」）

基本要件

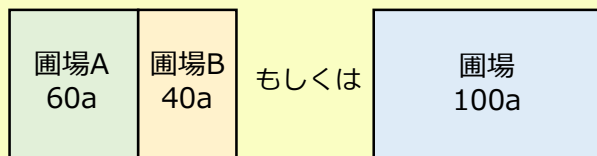
※ 酒田市以外の農業者の圃場は取組みに含めることができない。

- ① 水田1ha以上。中山間地域は80 a 以上とする。（1枚の圃場でも可）
- ② 複数の農業者で団地を形成することも可
- ③ 大豆の土づくり助成の対象であること（そばは品質向上の取組みがなくとも良い）

面積要件

水田で作付する大豆（そば）で1ha以上であること。
ただし中山間地は80 a 以上。

（例）



作物要件

自家消費用・畑地の場合、団地のつながり要件に含めることができるが、交付対象外

（例）

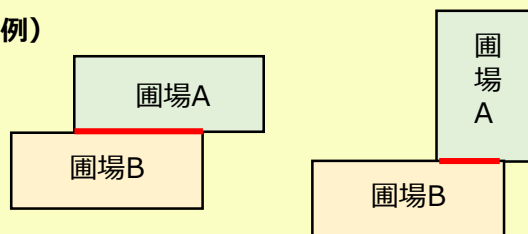
そば（田）	そば（畑）	そば（田）
50a	30a	50a

畑も含めて団地形成を認めているため団地化助成に該当するが、交付対象となるのは田の100a

つながり要件

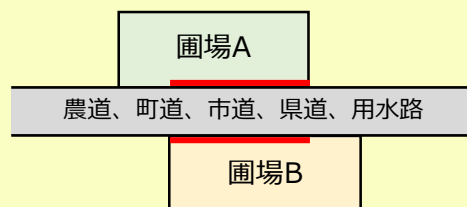
- ① 圃場の半分以上が重なって連担していること。

（例）



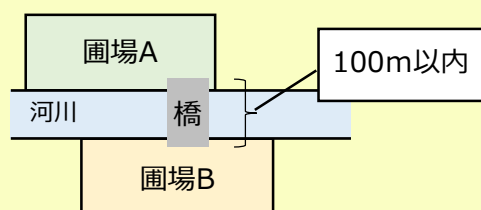
- ② 農道、町道、市道、県道、用水路を挟んでいる場合、面の半分以上が重なっていれば可。

（例）

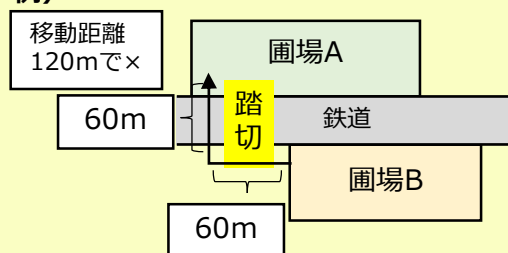


- ③ 河川、国道、大排水路、鉄道、高架橋、高規格道路等を挟んで面的に重なっている場合、橋梁等により移動距離が100m以内であれば可。

（良い例）



（悪い例）

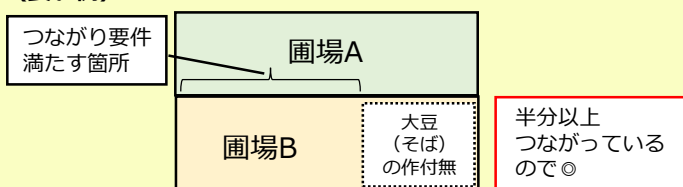


その他要件

※ 酒田市の農業者が酒田市以外の農地で取組みをしている場合 → 酒田市の農業者の農地だけで各要件を満たせばOK
※ 酒田市の農業者が酒田市で他市町村の農業者と取組む場合 → 他市町村の農業者を取組みに含めることはできない
※ 他市町村で他市町村の農業者と取組む場合 → 他市町村の農業者の農地は取組みに含めることはできない

※ 重なっている部分で他の作物が作付されている or 何も作付されていない → その部分はつながり要件には含むことができない。

（良い例）



（悪い例）



② 県設定枠 ※ 詳細は11ページ

No.	分類		品目	R 7 単価(案) (円/10a)	R 6 単価 上段：実績、下段(当初)	調整の有無
12	土づくり助成【県】 ※8、※9	継続	加工用米	5,000	5,000 (5,000)	有 農業者の実績が配分額を超えた場合は、減額して交付する場合があります。
			新市場開拓用米	8,000	8,000 (8,000)	
			米粉用米	10,000	10,000 (10,000)	
13	低コスト生産助成【県】 ※10	継続	飼料用米	5,000	7,000 (5,000)	

- ※8 一括管理で生産する場合は、加工用米等として出荷する品種の全面積において、ケイ酸質肥料等を散布することが要件です。加工用米の土づくり助成は、コメ新市場開拓等促進事業（旧水田リノベーション事業）に申請した地域協議会の農業者が対象となります。（ただし、コメ新市場開拓等促進事業交付金との重複不可。）新市場開拓用米の土づくり助成は、コメ新市場開拓等促進事業に申請し、不採択となった場合のみ対象となります。
- ※9 一括管理で生産する場合の取組みは、米粉用米として出荷する品種の全面積において、ケイ酸質肥料等を散布することが要件です。米粉用米の土づくり助成は、コメ新市場開拓等促進事業への申請の有無に関係なく、申請が可能です。（ただし、コメ新市場開拓等促進事業交付金との重複不可。）
- ※10 低コスト生産助成の取組要件は、令和7年度も3つ以上（令和6年度同様）となります。

③ 国の設定枠

No.	分類		品目	R 7 単価 (円/10a)	R 6 単価 (円/10a)	調整の有無
14	作付助成 ※11	継続	そば 新市場開拓用米 地力増進作物(緑肥等)	20,000	20,000	無
15	複数年契約助成 ※12	継続	新市場開拓用米	10,000	10,000	

- ※11 コメ新市場開拓等促進事業の交付を受けるほ場（一括管理の場合はコメ新市場開拓等促進事業の対象面積）は、作付助成の交付対象外となります。
- ※12 コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象。令和7年産からの新規契約が対象。

注1） 後日、県等から新たな支援措置が示されたり、単価が改定された場合、対象となる作物・取組面積に応じて交付します。

注2） 原則としてすべての作物に販売要件があります。

（４）コメ新市場開拓等促進事業 ※ 詳細は15ページ

対象作物（令和7年産 基幹作）	R7単価 (円／10a)
加工用米	30,000
新市場開拓用米	40,000
米粉用米（専用品種※） ※パン・めん用の専用品種	90,000

(5) 畑作物産地形成促進事業

※ 詳細は18ページ

対象作物（令和7年産 基幹作）	単価（円／10a）
麦 大豆 高収益作物（加工・業務用野菜等） 子実用とうもろこし	40,000（45,000※） ※令和8年度に畑地化に取り組む場合

コメ新市場開拓等促進事業・畑作物産地形成促進事業の注意点

- 全国の市町村から申請された取組内容等をポイント制で評価し、**ポイントが高い市町村から順に採択**され本事業の交付対象となる。

※ポイント制のため、採択されない場合あり

- 令和7年度からのポイント加算変更点
 - ＜コメ新市場開拓等促進事業＞
 - ・取組面積に応じたポイントの配点区分
 - ＜畑作物産地形成促進事業＞
 - ・取組面積に応じたポイントの配点区分
 - ・畑作物産地形成促進事業のみ、令和6年度に畑地化を行った地域協議会と令和7年度に畑地化を行う予定の地域協議会に加え、畑地化加算に取り組む予定の地域協議会を優先的に採択・配分の対象となる。

- 実需者と販売契約を締結し低コスト生産等に取り組む場合に、面積に応じて支援。
- **本事業の対象農地は、戦略作物助成と作付助成の対象から除かれる。**

(6) 畑地化促進助成

※ 詳細は23ページ

分類	対象作物	R7単価 (円/10a)	R6単価 (円/10a)	備考
畑地化支援	高収益作物	105,000	140,000	・ 交付後、5年間の作付と販売が必須
	畑作物（高収益作物以外）	105,000	140,000	
定着促進支援	加工・業務用野菜	30,000	30,000	・ 畑地化支援とセットで支援 ・ 畑地化支援後5年間交付
	上記以外の畑地化支援対象作物	20,000	20,000	
子実用とうもろこし支援	子実用とうもろこし	10,000	10,000	

畑地化促進助成の注意点

- 畑地化支援を受けた農地は、水田活用の直接支払交付金の交付対象農地に戻すことは出来ない。

5 産地交付金：県設定枠

(1) 加工用米・新市場開拓用米の土づくり

- 加工用米は、**地域協議会が「コメ新市場開拓等促進事業」に申請した場合、その地域の農業者が活用できる。**ただし、**コメ新市場開拓等促進事業との重複受給は不可。**
- 新市場開拓用米は「コメ新市場開拓等促進事業」に申請し、**不採択となった場合のみ活用できる。**ただし、コメ新市場開拓等促進事業に応募した面積が市全体の申請上限面積となるため、**コメ新市場開拓等促進事業に申請した農業者のみ申請できる。**
- 一括管理の場合、**加工用米等となりうる農地全てにケイ酸質肥料を投入することが要件。**

(2) 米粉用米の土づくり

- 「コメ新市場開拓等促進事業」との重複受給は不可。
- 一括管理の場合、**米粉用米として出荷する品種の農地全てにケイ酸質肥料を投入することが要件。**
- 区分管理の場合、認可を受けた圃場の対象面積に**ケイ酸質肥料を投入することが要件。**

(3) 飼料用米の低コスト生産助成

- 低コストの取組メニュー**13種の中から3種以上を選択し取組**することで交付対象となる。
- 実施した取組によって**必要な実績書類が異なる。**

飼料用米の低コスト生産助成を申請する場合の注意点

法人申請の場合は、**構成員が選択したメニュー全てを選択することで取組した面積全てが交付対象となります。**コメ新市場開拓等促進事業・畑作物産地形成促進事業の考え方と異なりますのでご注意ください。

例えば・・・

構成員Aさんが

- ④ プール育苗
- ⑩ 化学肥料の使用量削減
- ⑪ 農業機械の共同利用



構成員Bさんが

- ① 直播栽培
- ⑩ 化学肥料の使用量削減
- ⑪ 農業機械の共同利用



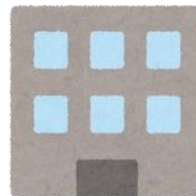
構成員Cさんが

- ① 直播栽培
- ⑧ 効率的な施肥
- ⑪ 農業機械の共同利用



を取り組んだ
場合

法人は



- ① 直播栽培
- ④ プール育苗
- ⑧ 効率的な施肥
- ⑩ 化学肥料の使用量削減
- ⑪ 農業機械の共同利用

で申請し実績報告を提出することで、**Aさん、Bさん、Cさん全員を交付対象**とすることが出来ます。

飼料用米の低コスト生産の取組メニュー

令和7年産米に向けた取組が対象です！

○全ての取組は実績報告書と作業日誌の提出が必要です！！

取組メニュー	取組内容・取組基準	確認書類等
①直播栽培	湛水直播栽培や乾田直播栽培 ・育苗作業を省略し、直播に対応した播種機等を用いて種もみを直接ほ場に播種する栽培を行うこと	作業日誌、営農計画書
②疎植栽培	地域の慣行栽培における移植密度に比べ密度を低くし、移植に要する苗箱数を減らす取組 ・疎植に対応した田植機を使用し、苗の移植密度を地域の慣行レベルの80%以下又は50株/坪（15.2株/m²）以下とすること※ ※都道府県等の栽培指針に疎植の基準が示されている場合はこれによることができることとする	作業日誌
③高密度播種育苗栽培	地域の慣行栽培における育苗密度に比べ密度を高くし、移植に要する苗箱数を減らす取組 ・慣行栽培（乾籾100～150g（催芽籾125～187g）より育苗密度が高くなるよう、乾籾250～300g（催芽籾312～375g）を播種・育苗し、高密度播種育苗に対応した田植機を用いて移植すること	作業日誌、苗箱と 播種機の写真
④プール育苗	プールを設置し、プール内に苗箱を置き湛水状態で行う育苗	作業日誌、 育苗施設の写真 （委託の場合は支払伝票）、種子購入伝票
⑤温湯種子消毒	農薬を使用せず、約60℃の温湯に種籾を浸漬し、種子消毒を行う取組	作業日誌、 温湯消毒器の写真 （委託の場合は支払伝票）、種子購入伝票
⑥効率的な移植栽培	無代掻き移植栽培、乳苗移植栽培 ・無代掻き移植栽培※1、乳苗移植栽培※2のいずれかに取り組むこと ※1：耕耘碎土後に入水し、しばらく放置した後、代掻きを行わずに苗を移植する ※2：葉齢が2葉未満の苗（乳苗。育苗日数は7～10日程度）を移植する	作業日誌、作業写真
⑦土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり	土壌診断等に基づく施肥、有機質資材や土壌改良資材の施用 ・pH、窒素、リン、カリについて分析を行う土壌診断又は葉緑素計を用いた葉色診断の結果に基づいて、肥料や有機質資材、土壌改良資材を施用すること	資材購入伝票、土壌診断結果の写し ※診断の結果、施肥等が不要であった場合、資材購入伝票の添付は不要です。
⑧効率的な施肥	流し込み施肥、育苗箱全量施肥、側条施肥 ・流し込み施肥※1、育苗箱全量施肥※2、側条施肥※3のいずれかに取り組むこと ※1：水口に流し込み施肥用の装置を設置し、肥料を灌漑水とともに流し込む ※2：苗箱内に層状に施肥する機械又は肥料と床土を均等に混合する機械を使用し、苗箱内に1作期分の肥効調節型肥料を施用する ※3：側条施肥に対応した田植機を使用し、移植と同時に株溝の土中にすじ状に肥効調節型肥料を施用する	作業日誌、資材購入伝票、 作業中の写真
⑨効率的な農薬処理	播種同時処理、田植え同時処理、投げ込み式又は流し込み式の薬剤の散布 ・播種同時処理※1、田植え同時処理※2、投げ込み式又は流し込み式の薬剤の散布 ※1：専用の機械を使用し、播種と同時に農薬を処理する ※2：専用の機械を使用し、移植作業と同時に農薬を処理する ・投げ込み式又は流し込み式の薬剤（フロアブル剤、バック剤、豆粒剤等）を使用して水田除草剤や殺虫剤の散布を行うこと ・農薬の使用基準を遵守し、適正に使用すること	作業日誌、資材購入伝票 （播種同時処理、田植え同時処理の場合は機械の写真）

取組メニュー	取組内容・取組基準	確認書類等
⑩化学肥料の使用量削減	堆肥利用等で化学肥料の使用量の30%以上削減 〔・化学肥料の使用量を地域の慣行レベルと比べて30%以上削減すること〕	作業日誌、化学由来窒素量報告書、資材購入伝票
⑪農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用 〔・農業経営体間で農業機械の共同利用を行うこと又は農業機械のシェアリングサービスを活用すること〕	作業日誌、機械利用簿、機械利用組合の規約、共同利用精算書
⑫スマート農業機器の活用	ドローンや水管理システム等の活用 〔・ロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用したスマート農業機器・システムを使用すること〕	作業日誌、 作業中の写真 、資材購入伝票
⑬立毛乾燥	収穫時の米の水分量が20%以下となるよう収穫時期を遅らせる取組、又は、成熟期から10日以降の収穫	作業日誌、水分量の計測結果の写し

① 写真の撮り忘れにはくれぐれもご注意ください。

MEMO 

6 注意事項

①基準単収の設定について

大豆、そば、飼料作物、WCS用稲について、令和6年度より基準単収が設定されました。基準単収の1/2を下回ると水田活用の直接支払交付金の交付対象外となります。

飼料用米・米粉用米については、標準単収値から150kg/10aを減じた値に満たない場合、加工用米・新市場開拓用米については、当初契約数量の8割に満たない場合、水田活用の直接支払交付金の交付対象外となります。

基準単収

大豆：146kg/10a

そば：43kg/10a

飼料作物（牧草）：2,370kg/10a（生草重量）

WCS用稲：1,635kg/10a（生草重量）

飼料用米、米粉用米（△150kg後）：424kg/10a（毎年度変更）

※品目ごとに時期は異なりますが、基準単収が見直される場合があります。

②水田活用の直接支払交付金の支払時期について

基準単収が設定された作物については、収量確認が必要となることから作物によっては、**1月以降に支払われるものもあります。**

1月以降：大豆、そば、飼料作物、飼料用米（戦略作物を除く）

WCS用稲（資源循環分）、加工用米・輸出用米（土づくり）

※報告期限まで報告のないもの、提出書類に不備があるものについては支払手続きができませんので、支払が遅れることをご承知おきください。

③産地交付金等の実績が確認できる書類等の提出について

報告期限まで報告がなく、再度依頼しても提出のない農業者が見受けられます。再度依頼した報告期限までに一度も提出がない場合は、提出のない書類の取組メニューの交付金について取下げとなりますので、提出期限は厳守してください。

7 コメ新市場開拓等促進事業

(1) 概要

- 実需者と販売契約を締結し低コスト生産等に取り組む場合に、面積に応じて支援。
加工用米：3万円／10a、新市場開拓用米：4万円／10a、米粉用米※：9万円／10a
※パン・めん用の専用品種のみ該当
- 全国の市町村から申請された取組内容をポイント制で評価。ポイントが高い市町村から順に採択され、コメ新市場開拓等促進事業の交付対象となる。

(2) 申請する際のポイント

- ① 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要。
- ② 本支援の対象面積は水田活用の直接支払交付金のうち下記の助成の対象面積から除く。
◆加工用米・・・戦略作物助成（2万円／10a）
◆新市場開拓用米・・・作付助成（2万円／10a）
◆米粉用米・・・戦略作物助成（5.5万円～10.5万円／10a）
- ③ 19種類の低コストの取組メニューから3つ以上選択し実施することが要件。
- ④ 一括管理の場合、申請面積は、地域の基準単収（619kg/10a）を用いて契約数量から算出された面積が上限になる（区分管理の場合、作付面積が上限）

(3) 取組メニュー

令和7年1月6日以降の取組が対象です！

【加工用米、新市場開拓用米、米粉用米（パン・めん専用品種）】（共通）

取組メニュー	取組内容・取組基準	確認書類
①直播栽培	湛水直播栽培や乾田直播栽培 〔・育苗作業を省略し、直播に対応した播種機等を用いて種もみを直接ほ場に播種する栽培を行うこと〕	作業日誌、営農計画書等
②疎植栽培	地域の慣行栽培における移植密度に比べ密度を低くし、移植に要する苗箱数を減らす取組 〔・疎植に対応した田植機を使用し、苗の移植密度を地域の慣行レベルの80%以下又は50株/坪（15.2株/m ² ）以下とすること※ ※都道府県等の栽培指針に疎植の基準が示されている場合はこれによることができることとする〕	作業日誌※ ※苗の移植密度を記載してください
③高密度播種育苗栽培	地域の慣行栽培における育苗密度に比べ密度を高くし、移植に要する苗箱数を減らす取組 〔・慣行栽培（乾籾100～150g（催芽籾125～187g）より育苗密度が高くなるよう、乾籾250～300g（催芽籾312～375g）を播種・育苗し、高密度播種育苗に対応した田植機を用いて移植すること〕	作業日誌※、作業中の写真 ※苗の育苗密度を記載してください
④プール育苗	プールを設置し、プール内に苗箱を置き湛水状態で行う育苗	作業日誌 作業委託した場合：支払伝票 個人実施の場合：作業中の写真、種子購入伝票
⑤温湯種子消毒	農薬を使用せず、約60℃の温湯に種籾を浸漬し、種子消毒を行う取組	

取組メニュー	取組内容・取組基準	確認書類
⑥効率的な移植栽培	無代掻き移植栽培、乳苗移植栽培 ・ 無代掻き移植栽培※ ¹ 、乳苗移植栽培※ ² のいずれかに取り組むこと ※ ¹ ：耕耘砕土後に入水し、しばらく放置した後、代掻きを行わずに苗を移植する ※ ² ：葉齢が2葉未満の苗（乳苗。育苗日数は7～10日程度）を移植する	作業日誌、作業中の写真
⑦作期分散	作期の異なる複数品種を作付けし、作期を分散する取組 ・ 農業経営体の水稻生産全体の中で、上記の取組を行うこと。必ずしも新市場開拓用米又は加工用米、米粉用米だけで複数品種を作付けし、作期を分散する必要はない	作業日誌、営農計画書
⑧土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり	土壌診断等に基づく施肥、有機質資材や土壌改良資材の施用 ・ pH、窒素、リン、カリについて分析を行う土壌診断又は葉緑素計を用いた葉色診断の結果に基づいて、肥料や有機質資材、土壌改良資材を施用すること	資材購入伝票、作業日誌、診断結果の写し
⑨効率的な施肥	流し込み施肥、育苗箱全量施肥、側条施肥 ・ 流し込み施肥※ ¹ 、育苗箱全量施肥※ ² 、側条施肥※ ³ のいずれかに取り組むこと ※ ¹ ：水口に流し込み施肥用の装置を設置し、肥料を灌漑水とともに流し込む ※ ² ：苗箱内に層状に施肥する機械又は肥料と床土を均等に混合する機械を使用し、苗箱内に1作期分の肥効調節型肥料を施用する ※ ³ ：側条施肥に対応した田植機を使用し、移植と同時に株溝の土中にすじ状に肥効調節型肥料を施用する	作業日誌 流し込み施肥：資材購入伝票 育苗箱全量施肥・側条施肥：作業中の写真、資材購入伝票
⑩効率的な農薬処理	播種同時処理、田植え同時処理 ・ 播種同時処理※ ¹ 、田植え同時処理※ ² のいずれかに取り組むこと ※ ¹ ：専用の機械を使用し、播種と同時に農薬を処理する ※ ² ：専用の機械を使用し、移植作業と同時に農薬を処理する	資材購入伝票、作業日誌、機械の写真、作業中の写真
⑪化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減 ・ 化学肥料の使用量を地域の慣行レベルと比べて30%以上削減すること	資材購入伝票、作業日誌
⑫化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量の50%以上削減 ・ 化学農薬の使用量を地域の慣行レベルと比べて50%以上削減すること	資材購入伝票、作業日誌
⑬多収品種の導入 ※米粉用米（パン・めん専用品種は除く）	多収品種の作付 ・ 「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に規定されている多収品種を作付けすること	種子購入伝票、作業日誌
⑭農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用 ・ 農業経営体間で農業機械の共同利用を行うこと又は農業機械のシェアリングサービスを活用すること	作業日誌、機械利用簿、共同利用精算書、機械利用組合等の規約
⑮スマート農業機器の活用	ドローンや水管理システム等の活用 ・ ロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用したスマート農業機器・システムを使用すること	作業日誌、作業中の写真、資材購入伝票
⑯ほ場由来の温室効果ガスの削減	ほ場由来の一酸化二窒素削減に向けた取組の実施 ・ 長期中干し（地域の慣行日数に対して7日間以上延長）、秋耕のいずれかに取り組むこと	作業日誌
⑰ほ場への炭素貯留	ほ場への炭素貯留に向けた取組の実施 ・ バイオ炭の施用、不耕起又は省耕起栽培のいずれかに取り組むこと	作業日誌 バイオ炭：資材購入伝票等 不耕起・省耕起栽培：移植（播種）時の圃場の写真

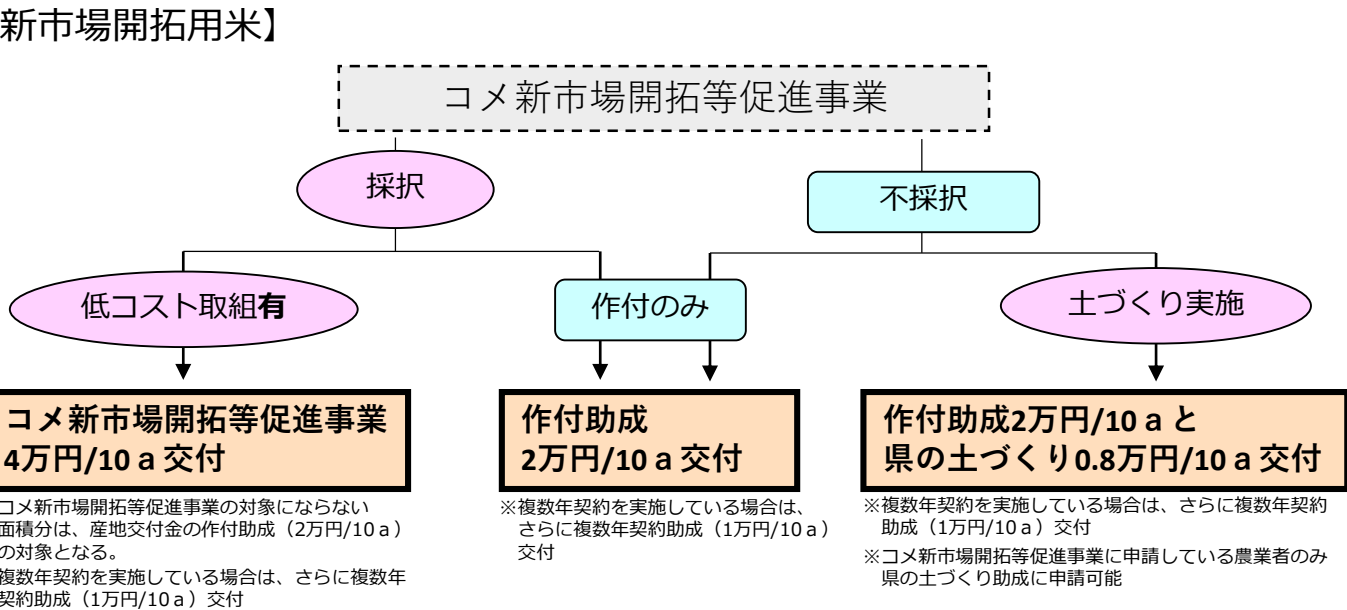
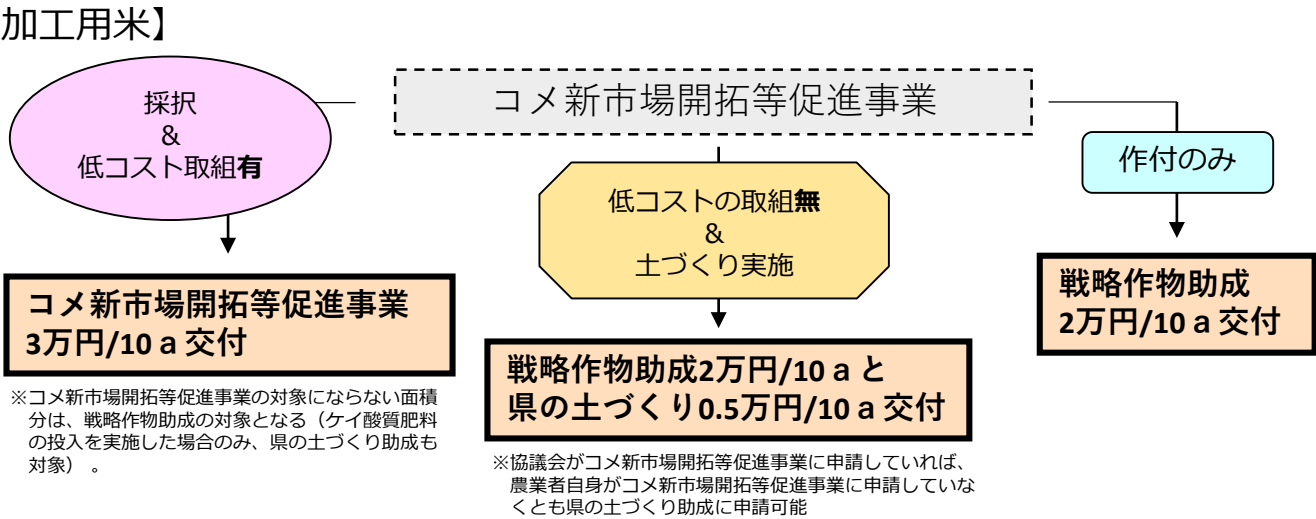
※さらに県特認メニューとして「ケイ酸質肥料の散布」と「省力的な農薬散布」（次ページ参照）

県特認メニュー

取組メニュー	取組内容・取組基準	確認書類
⑱ケイ酸質肥料の散布	ケイ酸質肥料またはケイ酸質を含む肥料を適正量散布または流し込みで施用する取組 〔・集荷団体や県農業技術普及課などが定める栽培指針等で示された散布量又は、肥料メーカーが推奨する散布量（肥料袋に記載された量）を基準に散布すること〕	資材購入伝票、作業日誌
⑲省力的な農薬散布	水田除草剤や殺虫剤の散布において、従来の背負動力散布機を使用せずフロアブル剤、パック剤、豆粒剤等を使って畦畔から投げ込む又は流し込む取組 〔・投げ込み式又は流し込み式の薬剤（フロアブル剤、パック剤、豆粒剤等）を使用して水田除草剤や殺虫剤の散布を行うこと ・農薬の使用基準を遵守し、適正に使用すること〕	資材購入伝票、作業日誌

(4) 交付フローチャート

※ 酒田市農業再生協議会がコメ新市場開拓等促進事業を申請することを想定。協議会がコメ新市場開拓等促進事業に申請していない場合（本市農業者からの申請がなかった場合）は、戦略作物助成（もしくは作物助成）のみ交付対象。



8 畑作物産地形成促進事業

(1) 概要

- 実需者と販売契約を締結し低コスト生産等に取り組む場合に、面積に応じて支援。
大豆、麦など：4万円／10a
- 全国の市町村から申請された取組内容をポイント制で評価。ポイントが高い市町村から順に採択され、畑作物産地形成促進事業の交付対象となる。

(2) 申請する際のポイント

- ① 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要。
- ② 本支援の対象となった面積は令和7年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（麦・大豆：3.5万円／10a）の対象面積から除く。
- ③ 低コストの取組を、品目ごとに排水対策、土層改良、均平作業（傾斜均平）、畦畔除去の中から必ず1つ以上含めて3つ以上実施することが要件
- ④ 排水対策で心土破碎または額縁明渠を実施した場合は、他に取組を3つ以上実施することが必要。（計4つ以上の取組の実施が必要）
- ⑤ 申請面積は、地域の基準単収（大豆：146kg/10a）を用いて契約数量から算出された面積が上限になる（ただし、作付面積以下であること）

(3) 取組メニュー **令和6年12月17日以降の取組が対象です！**

※⑥均平作業（傾斜均平）、⑫排水対策、⑮土層改良、⑯畦畔除去から必ず1つ以上選んだうえで3つ以上の取組を実施すること

【大豆】

取組メニュー	取組内容・取組基準	確認書類
①大豆300A技術	研究機関が開発した大豆300A技術及びそれに類する播種技術の実施 〔・300A技術やそれに類する畝立て播種や狭畦密植栽培といった生産性の向上につながる播種技術に取り組むこと〕	作業日誌、資材購入伝票、作業中の写真
②難防除雑草対策	薬剤による帰化アサガオ類やアレチウリ類の防除 〔・難防除雑草である、帰化アサガオ類、アレチウリ、ヒロハフウリン、ホオズキ、カロライナツユクサ、イヌホウズキ、オオブタクサ、ニシキアオイを総合的防除といった薬剤以外の方法により防除すること（薬剤を組み合わせることも可とするが、 薬剤のみによる防除は対象外 ）〕	作業日誌、資材購入伝票、作業中の写真
③土壌診断等を踏まえた施肥—土づくり	土壌診断等に基づく有機質資材や土壌改良資材の施用 〔・pH、窒素、リン、カリについて分析を行う土壌診断又はセンシング機器を用いた生育診断の結果に基づいて、有機質資材、土壌改良資材の施用、又は緑肥作物を作付すること（化学肥料の併用も可）〕	作業日誌、資材購入伝票
④新品種の導入	単収の高安定化等に資する新品種の作付 〔・平成20年度以降に育成された単収の高位安定化に資する品種を新たに作付けすること〕	作業日誌、種子購入伝票
⑤効率的な施肥	ピンポイント施肥の実施 〔・一斉追肥と比較し施肥量を削減すること〕	作業日誌、作業中の写真、資材購入伝票

取組メニュー	取組内容・取組基準	確認書類
⑥均平作業（傾斜均平）	レーザーレベラーやGPSレベラーを用いた均平作業	作業日誌、作業中の写真、資材購入伝票
⑦摘心栽培	—	作業日誌、作業中の写真
⑧畝間冠水	—	作業日誌、作業中の写真
⑨団地化の推進	団地化の実施 地域における団地化の取り組みのための話し合いに参加し、産地において表大豆産地生産性向上計画が作成されること	生産性向上計画、団地計画書
⑩化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減 ・化学肥料の使用量を地域の慣行レベルと比べて30%以上削減すること	作業日誌、資材購入伝票
⑪化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量の50%以上削減 ・化学農薬の使用量を地域の慣行レベルと比べて50%以上削減すること	作業日誌、資材購入伝票
⑫排水対策	心土破碎、弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕、額縁明渠 ・上記の排水対策のうち、土壌条件に合った対策に取り組むこと	作業日誌、作業中の写真
⑬新たに実施する農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの新規の活用 ・当年度新たに農業経営体間で農業機械の共同利用を行うこと又は当年度新たに農業機械のシェアリングサービスを活用すること	作業日誌、機械利用簿、共同利用精算書、機械利用組合等の規約
⑭新たに実施するスマート農業機器の活用	ドローンや収量コンバイン等の新規の活用 ・当年度に新たにロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用したスマート農業機器・システムを使用すること	作業日誌、作業中の写真、資材購入伝票
⑮土層改良	耕土の確保や土層の機能改善のための客土又は除礫の実施 ・除礫については農業機械を使用すること（人力除去は対象外）	作業日誌、作業中の写真
⑯畦畔除去	効率的な営農のための畦畔除去 ・交付対象水田に該当する範囲において、一時的に畦畔を除去すること	作業日誌、作業前後の畦畔の写真
⑰ほ場由来の温室効果ガスの削減	ほ場由来の一酸化二窒素削減に向けた取組の実施 ・局所施肥、分施、緩効性肥料の施用、のいずれかに取り組むこと	作業日誌、資材購入伝票 局所施肥の場合：作業中の写真
⑱ほ場への炭素貯留	ほ場への炭素貯留に向けた取組の実施 ・バイオ炭の施用、不耕起又は省耕起栽培、のいずれかに取り組むこと	作業日誌 バイオ炭：資材購入伝票等 不耕起・省耕起栽培：播種（移植）時の圃場の写真

※ ⑥、⑫、⑮、⑯の中から必ず一つ以上選ぶことが必要です。
 ※ ⑫の中で心土破碎、額縁明渠を選択することも可能ですが、他に3つ選ぶことが必要です。
 （計4つ選択することとなります。）

①写真の撮り忘れにはくれぐれもご注意ください。

（４）申請期限（畑作物産地形成促進事業（大豆））

★申請書の提出期限が短いためご注意ください！

集出荷業者（JA等）には、

2月14日（金）までに 忘れず提出してください

9 コメ新市場開拓等促進事業と畑作物産地形成促進事業を申請する場合の注意点

(1) 契約数量に満たない出荷数量となった場合

- 契約数量の出荷が出来なかった場合は「理由書」の提出が必要となります。理由書は、**出荷数量が契約数量を1 kgでも下回った場合、提出が必要となります。**
- やむを得ない事情（自然災害など）により契約数量に満たない出荷であると証明できない場合は、**返納**となります。申請の際、出荷出来る量を検討の上申請するようにしてください。

(2) 法人が申請する場合

法人申請の場合は、法人として選択したメニューと同じメニューを取り組んだ構成員の**面積分のみがコメ新市場開拓等促進事業及び畑作物産地形成促進事業の交付対象となります。**法人申請の際はこの点にご注意ください。

例えば加工用米の場合

法人が



- ②疎植栽培
- ⑦作期分散
- ⑨効率的な施肥

を選択すると…



構成員Aさんが
②疎植栽培
⑦作期分散
⑨効率的な施肥



構成員Bさんが
①直播栽培
⑦作期分散
⑨効率的な施肥



構成員Cさんが
②疎植栽培
⑦作期分散
⑭農業機械の
共同利用



を取り組んだ
場合



上記の場合は**構成員Aさんの取り組み面積のみが対象となります。**

(3) 申請期限（コメ新市場開拓促進事業）



申請書の提出期限が短いためご注意ください！

集出荷業者（JA等）には、

2月25日（火）までに

忘れず提出してください

10 経営所得安定対策等に取り組んだ場合の単価例

単価は全て10 a 当たりの交付額となります。

品目			国		国・県	産地交付金（要件あり）													10 a 当たり交付金単価計		
			戦略作物 助成	低コスト 取組支援		国		県		市										最低額	最高額
						作付助成	複数年契約	土づくり （※ 5）	低コスト	土づくり	団地化	団地化輪作 加算	品質・生産 性向上対策	産地強化重 点品目	産地強化振 興品目	酒造好適米	耕畜連携 （わら利用）				
飼料用米（多収品種）			55,000～ 105,000 （※ 1）						5,000	3,000 （※ 8）						8,000 （7,000）	55,000	121,000 （120,000）			
飼料用米（一般品種）			55,000～ 85,000 （※ 1）						5,000							8,000 （7,000）	55,000	98,000 （97,000）			
米粉用米	コメ新市場開拓等促進事業 取組み有り			90,000 （※ 2）													90,000	90,000			
	コメ新市場開拓等促進事業 取組み無し		55,000～ 105,000 （※ 1）						10,000 （※ 9）								55,000	115,000			
加工用米	コメ新市場開拓等促進事業 取組み有り			30,000													30,000				
	コメ新市場開拓等促進事業 取組み無し		20,000						5,000 （※ 6）								20,000	25,000			
大豆	畑作物産地形 成促進事業 取組み有り	団地化なし		40,000 （※ 3）						4,000							40,000	44,000			
		団地化 1 ha以上		40,000 （※ 3）						4,000	3,000 （※10）	10,000 （※11）					47,000	57,000			
		団地化 3 ha以上		40,000 （※ 3）						4,000	5,000 （※10）	10,000 （※11）					49,000	59,000			
	畑作物産地形 成促進事業 取組み無し	団地化なし	35,000							4,000							35,000	39,000			
		団地化 1 ha以上	35,000							4,000	3,000 （※10）	10,000 （※11）					42,000	52,000			
		団地化 3 ha以上	35,000							4,000	5,000 （※10）	10,000 （※11）					44,000	54,000			
輸出入	コメ新市場開拓等促進事業 取組み有り			40,000				10,000 （※4）									40,000	50,000			
	コメ新市場開拓等促進事業 取組み無し					20,000			8,000 （※ 7）								20,000	28,000			
飼料作物	畑作物産地形成促進事業 取組み有り （子実用とうもろこし）			40,000													40,000				
	畑作物産地形 成促進事業 取組み無し	播種なし （※12）	10,000													8,000	10,000	18,000			
		播種あり	35,000														8,000	35,000	43,000		
WCS			80,000													8,000	80,000	88,000			
そば	団地化なし					20,000							9,000				20,000	29,000			
	団地化 1 ha以上					20,000					3,000		9,000				23,000	32,000			
	団地化 3 ha以上					20,000					5,000		9,000				25,000	34,000			
ネギ・トマト・アスパラ・パプリカ													32,000				32,000				
メロン・ストック・わわ菜・ ふきのとう・小菊・枝豆・里芋														25,000			25,000				
酒造好適米 （H29年産新規需要米認定実績分）															4,000		4,000				

- ※ 1 出荷・販売した数量に応じて単価が変更します。標準単収値と同等の出荷量の場合、8万円／10 a になります。
令和 6 年度より、一般品種と多収品種で単価が区分され、一般品種の単価が令和 8 年度にかけ段階的に引き下げられます。
- ※ 2 パン・麺用の専用品種のみ該当になります。
- ※ 3 令和 8 年度に畑地化に取り組む場合は0.5万円／10a加算されます。
- ※ 4 R7～の新規契約が対象。
- ※ 5 一括管理の場合、主食用米の作付圃場の全面積（加工用米・輸出入・米粉用の対象圃場となりうる全ての圃場）にケイ酸質肥料等を散布する必要があります。
- ※ 6 協議会がコメ新市場開拓等促進事業に申請している場合、採択状況に関わらず申請可能です（コメ新市場開拓等促進事業と重複受給出来ません）。
- ※ 7 コメ新市場開拓等促進事業が不採択となった場合のみ申請できます。
- ※ 8 多収品種による飼料用米の作付を行ったうえで、大豆との輪作もしくは資材の施用に取り組むことが要件です。
- ※ 9 R 6 年産の水稻収穫後から R 7 年産の水稻生育期間中にケイ酸質肥料等を散布することが要件です。
- ※ 10 土づくり助成の対象圃場のみ対象になります。
- ※ 11 前年度水稻を作付した大豆の団地化形成ほ場のみ対象です。
- ※ 12 飼料作物の播種なしは、過去に播種したことがあるほ場が対象です。水稻共済細目書に品種と播種年の記載をお願いします。

11 交付対象外水田について

- 非農地に転用された土地や水張りができない（畦畔や用水路がない）農地等は、交付対象外
- 3年連続で作物の作付がなく、翌年も作付けが行われないことが確実な農地は、交付対象外
- R 4 年度以降、5 年間一度も水張（水稻作付）をしなかった農地は、R 9 年度以降交付対象外水田となり、**交付対象農地に戻すことはできない**
 - ・以下に該当するものは、5 年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外しない。
 - ① 災害復旧に関連する事業が実施されている場合
 - ② 基盤整備に関連する事業が実施されている場合
 - ・水張りは、水稻作付けにより確認することを基本とする。ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなす（**届出書と報告書の提出が必要**）。
 - ① 湛水管理を1か月以上行う（用水による湛水状態を1か月以上持続）
 - ② 連作障害による収量低下が発生していない
 - ※同一作物を5年間連続して作付した際に、5年目の収量確認時に基準単収又は近傍の圃場と比較して半分以下の収量となっている場合は、原則として連作障害が発生しているとみなされます。（水張りを行ったとみなされません）

12 被災した農地の取扱いについて

- ・名 称 被災田
- ・取 扱 い 水稻等作付けしない農地として転作した面積に計上
- ・対象農地 7月25日の大雨により被災した農地
例えば、土砂流入や流失のあった農地、農道等が被災し農地まで機械搬入等できず作付できない農地、災害復旧工事を行うため工事車両が使用し作付できない農地、災害復旧工事で出た残土を一時的に置く農地、水路や頭首工等が被災し用水の確保ができない農地。
- ・注意事項 災害復旧する予定のない農地については、「自己保全」
河川工事などで用地買収がある場合は、酒田市農業再生協議会へご相談ください
- ・水稻共済細目書上の記載方法 対象農地については「被災田」と記載。
対象農地は自己申告。

13 1ヶ月水張り（湛水管理）の流れについて

（1）実施の届出

- ・水張り予定者は、**令和7年度（産）細目書の提出日**に、方針作成者等（JAほか）に「**湛水管理実施届出書**」を提出する。
- ・方針作成者等は、提出された「湛水管理実施届出書」を酒田市農業再生協議会事務局（市農政課、各総合支所）に提出する。

（2）水張りの実施

- ・水張り実施者は、**届け出した水田につき、1か月以上の水張りを実施**するとともに、**ほ場ごとに湛水開始日及び湛水終了日に水張りの状況を写真に撮り、「湛水管理実施報告書」**を作成する。

- ・水張り実施者は、1か月以上の水張り終了後、速やかに「湛水管理実施報告書」を方針作成者等を経由し、協議会事務局に提出する。

(2) 支援内容

対象作物	①畑地化支援	②定着促進支援
高収益作物 (野菜、果樹、花きなど)	10.5万円/10a	・ 2.0 (3.0※) 万円/10a×5年間 または ・ 10.0 (15.0※) 万円/10a (一括) ※ 加工・業務用野菜等の場合
畑作物 (麦、大豆、飼料作物(牧草等)、 子実用とうもろこし、そばなど)	10.5万円/10a	・ 2.0万円/10a×5年間 または ・ 10.0万円/10a (一括)

① 畑地化支援

水田における畑地化の取組を支援（畑地化＝水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外）

② 定着促進支援

水田を畑地化して、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る農業者を、作付面積に応じて畑地化の取組を行ってから5年間支援（①とセットで支援、R7に一括交付も可能）

(3) 交付要件

- 前年度、主食用米または経営所得安定対策等交付金の交付対象作物の作付がある圃場。
- 1ha以上（中山間地域は80a以上）の団地を形成していることが要件。団地形成に関しては、下記の条件を満たす農地であれば、畑地化支援の対象外農地であっても、団地の一部に含めても良い。
 - ①前年度から遡って過去4年以上連続して水稻以外を作付し、当年度も水稻以外の作物を作付する農地
 - ②過去に畑地化支援の対象となった農地
- 交付から5年間にわたって、販売を目的とした対象作物の作付が必要。なお、現地確認や販売伝票の未提出などにより、畑地化支援を受けた作物の作付がないことが判明した場合、交付された助成金を返納しなければならない。

(4) 注意点

- 畑地化支援の交付対象となった農地は、**今後水田活用の直接支払交付金の交付対象農地に戻すことは出来ない。**
- 畑地化支援の支援対象は耕作者となるため、**借地の場合は土地所有者からの理解を得る必要がある。**なお、中間管理機構から農地を借りている場合は、**中間管理機構に対し畑地化支援の申請を希望している旨を連絡し、土地の所有者から理解を得てもらうこと。**
- 土地改良区の地区除外決済金の支援については、**事前に土地改良区に畑地化の取組を実施することを相談し内諾を得ておくこと。**なお、本支援は農業者への直接交付ではなく、農業者から支払に関して委任を受けた土地改良区への交付となる。

(5) 取組意向調査書提出期限（畑地化促進事業）



提出期限が短いためご注意ください！

方針作成者（JA等）には、

2月14日（金）までに

忘れず提出してください

15 自然災害等の発生による作物被害があった場合

畑作物の直接支払交付金及び水田活用の直接支払交付金については、**自然災害等により減収及び収穫皆無となった場合**でも**一定の条件を満たせば交付対象**となります。この場合、**被害状況等の確認が必要**になりますので、**必ず関係機関（地域農業再生協議会、農業共済組合、市町村、JA等）にご相談**ください。

耕起、播種、防除等の作業内容を記載した

圃場ごとの作業日誌を作成しておく



自然災害発生
(減収及び収穫皆無)

被害状況写真の撮影
関係機関に相談

関係機関による被害状況の確認

自然災害等によるもので、かつ、適切な生産が行われていることが確認できれば交付対象となります。

※自己の判断ですき込み等を行った場合、被害状況等の確認ができず交付対象とならない場合があります。

【お問い合わせ先】

東北農政局山形県拠点地方参事官室
酒田市農業再生協議会

☎ 0 2 3 (6 2 2) 7 2 4 7
☎ 0 2 3 4 (2 6) 5 7 5 1

16 細目書上での農地移動について

農地の移動内容（貸し借り）を「営農計画書（細目書）」に反映させるには、耕作する権利や交付金の受領等にも関わることから、**農業委員会を通した契約手続きが必要です。**

また、現時点で営農計画書（細目書）に印刷されている内容を変更する場合には、農業委員会での手続きのほかに『水田面積移動届（農業委員会の許可予定のもの）』の提出も必要です。

細目書の農地を移動したい場合は？



- ① **農業委員会を通した農地の利用権設定（貸し借りの手続き）を行う。**
併せて『水田面積移動届（農業委員会の許可予定のもの）』を営農計画書と一緒に各ＪＡの営農課まで提出してください。
水田面積移動届の用紙は各ＪＡの営農課、農政課にあります。
- ② **ブロックローテーションを行う場合（特別な事情がある場合を含む）**
双方の意志が確認できる書類として『水田面積移動届（相対・交換用）』を提出し、細目書を移動する（１年限り）
相対・交換の移動は、基本的にブロックローテーション以外は認められておりません。
- ◎ 農地所有者の相続放棄等、特別な事情がある場合はご相談ください。

酒田市農業再生協議会事務局

問合せ

ＪＡ庄内みどり

TEL 0234-26-5500

ＪＡそでうら

TEL 0234-92-4750

農政課（酒田市役所２階）

TEL 0234-26-5751（直通）

※ 手続きにご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎ 農業委員会を通した農地契約についての詳しい手続き等は・・・

酒田市農業委員会事務局（酒田市役所２階）TEL 26-5767（直通）へお尋ねください。

17 細目書の様式変更と記載内容の見直しについて

令和7年産から複写式の用紙ではなくなります。

経営所得安定対策等実施要綱の別紙1「水田活用の直接支払交付金の交付対象農地」の1の(2)の③のイに基づき、**農業者から申請された面積について、細目書のほかに農地台帳、土地登記簿、固定資産税課税台帳などの公的資料に記載された面積と照合し確認を行っております。**その中で、分筆、合筆などの理由により、細目書の面積がその他の公的資料と合致しないケースが見受けられるようです。

細目書に記載されている農地の状況について、農地台帳などの別の資料と合致しているか、今一度ご確認いただきますようお願いいたします。

18 年度の途中で農地の相続があった場合

経営所得安定対策等交付金の申請の後に、経営移譲等による農地の名義変更があった場合、経営所得安定対策等交付金の申請者の名義変更が必要になります。

手続きをしないと、申請していた交付金の交付が遅れる場合や、交付が出来なくなる場合もありますので、忘れずに手続きを行ってください。

手続きの流れ

経営移譲等の権利者変更が発生した場合、速やかに関係機関（酒田市農業再生協議会やJAなど）へご相談ください。その後、手続きに必要な書類（下記参照）を用意し、関係機関へ提出してください。

手続きに必要な書類

下記の必要書類は状況に応じてご自身でご用意ください。

必要書類を準備したうえで、関係機関の窓口で申請書の記載が必要になります。

- ・通帳表紙裏ページの写し
- ・農地基本台帳の写しなど（※1、※2）
- ・新規申請者の認定農業者の認定証の写し（※3）

※1 下記の書類は農地基本台帳の代わりの書類となります。なお、①と②は農業委員会での手続きが必要です。

- ①農地法第3条第1項の規定による許可に係る指令書写し及び該当権利に係る契約書写し
- ②農地利用集積計画の写し
- ③その他経営移譲を確認できる書類（農地の相続が分かるもの）

※2 名義変更の発生事由に応じて、相続対象者である証明（戸籍謄本などの血縁関係が分かる資料）を追加で提出いただく場合もあります。農地台帳に当初申請者と新規申請者両名の記載がある場合は不要です。

※3 当初申請の農業者がゲタ交付金・ナラシ交付金の申請をしている場合のみ提出が必要になります。やむを得ない事情で認定農業者の手続きを行わない場合は、理由書の提出を求める場合があります。